

国際交流ボランティアの活動内容・活動事例（早見表）

ボランティアの種類	応募要件 *1	活動内容 *2	対象となる事業（活動事例）
①一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流又は国際協力に興味・関心がある方 ※広報活動のボランティアを希望する方は、取材、文章執筆、編集、チラシ作成の経験があると望ましい 	協会が実施する国際交流又は国際協力に関する様々な事業に参加し、事業当日の運営及び広報の補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 多文化交流会「JAPAN DAY」当日の運営補助（受付や誘導等） 「日本語でスピーチ」当日の運営補助（受付や誘導等） 協会が発行する情報紙（GOCAニュースやOta City Navigation）の記事の作成又は作成協力 協会が開催する各種講座やイベント等のチラシ作成協力 など
②企画・運営ボランティア	国際交流又は国際協カイベント等の企画に興味がある方	協会が実施する事業の企画の補助又は新たな事業の企画・立案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「日本語でスピーチ」での実行委員業務 「隣の外国人」の企画・編集業務 その他、経験又は関心のある分野が共通した方向士で結成する「分科会活動（仮称）」 など
③通訳・翻訳ボランティア *3	<ul style="list-style-type: none"> 外国語及び日本語が堪能な方のうち、以下のいずれかに該当する方 ※語学証明書や通訳・翻訳業務を証明する書類等の提出は不要 表敬訪問、行事でのアナウンス、発表等の通訳依頼に応じられる語学力と通訳能力がある方 行政が発行する文書、情報紙、案内等の翻訳依頼に応じられる語学力と翻訳能力がある方 協会が主催する関連分野の講座を修了した方 	日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳又は翻訳を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 大田区の委託事業や協会が実施する事業において必要となる区役所窓口や学校等での多言語通訳業務 ※医療通訳は含まない 外国人区民または日本人区民から依頼された各種申請（大田区以外に提出する申請書を含む）や手続きに必要な書類の翻訳、協会及びその他の団体が作成する広報誌やチラシ等の翻訳 その他、各種相談窓口での通訳 など
④語学・学習支援ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当する方 ※以下の分野に関する経験や資格を証明する書類の提出は不要 日本語教師又は外国語教師として日本語又は外国語を教えた経験がある方 大田区が主催する日本語養成講座又は協会が主催する関連分野の講座を修了した方 日本語教師に関する資格を有する方（大学又は大学院にて日本語教育を専攻又は副専攻した方、日本語教師養成講座を420時間以上修了した方、日本語教育能力検定試験に合格した方） 外国人の子どもの学習支援を希望する方は、学校教師、日本語教師、海外の学校での教師の経験等、子どもの指導に携わった経験があると望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 講師として日本語若しくは外国語を教える、又はアシスタントとして講師及び受講者をサポートする。 外国にルーツを持つ子ども達の学習をサポートする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種日本語講座（初級日本語講座、中級日本語講座等）のアシスタント マンツーマン語学レッスンの講師 ※令和3年度開始予定のため、詳細は後日別途ご案内します。・ 外国人の子どもの学習支援を希望する方は、学校教師、日本語教師、海外の学校での教師の経験等、子どもの指導に携わった経験があると望ましい。 英会話講座の講師又はアシスタント など
⑤国際協力・国際理解促進ボランティア	海外での生活経験があり、国際理解に関する講座の講師経験がある方又は協会が主催する関連分野の講座を修了している方	講師として日本若しくは外国の文化紹介等を行う、又はアシスタントとして講師をサポートする。	<ul style="list-style-type: none"> 日本または外国の料理教室や文化紹介講座等の講師又はアシスタント 国際協力体験講演会や国際理解講座の講師又はアシスタント 多言語による絵本の読み聞かせの講師又はアシスタント など
⑥ホームステイ・ホームビジットボランティア	ホストファミリーとして、自宅に外国人の受け入れが可能な方	外国人のホームステイ及びホームビジットの受け入れを行う。	外国人のホームステイ及びホームビジットの受け入れ

*1. 国際交流ボランティア登録要綱第4条に準じた登録要件となります。
*2. 国際交流ボランティア登録要綱第3条に準じた活動内容となります。
*3. 令和3年度に本格開始を予定しており、詳細は後日別途ご案内します。